



政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 衣川 広志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 2
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘 要 シンクタンク会費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 34032 円	精 算 年 月 日 R7.12.1		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

4月~9月支払分

34032円



※書類は、重ならないように貼付すること。

救国シンクタンク会員規約

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人救国シンクタンク（以下「当法人」という）の定款（以下「定款」という）47条に基づき、当法人の会員（以下「会員」という）の入退会及び権利義務等について定めるものである。

第2条 (会員の資格及び種類)

- 1 当法人の指定する手続きに基づき、当法人へ入会を申し込み、当法人の理事会（以下「理事会」という）が承認したものを会員とする。
- 2 会員の種類は、定款第5条の定めのとおり、一般会員、特別賛助会員、賛助会員とする。

第3条 (入会申込みと承認・不承認)

- 1 当法人は、指定する方法により入会申し込みを行い、会費を納めたものを会員として承認する。
- 2 ただし、当法人は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受けないことがある。
 - (1) 当法人の趣旨に賛同していない
 - (2) 過去に当法人の除名処分を受けたことがある
 - (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
 - (4) その他受付時に不適切と判断されたとき
- 3 当法人は、入会申込みが理事会において不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明または開示する義務を負わないものとする。

第4条 (会費)

- 1 定款で定める事業年度（以下「事業年度」という）内のどの時点において入会したかに関わらず、以下の区分に従って会費を納めたものを会員とする。
 - (1) 一般会員 (月会費) 5000円 (税別) / 1口
 - (2) 特別賛助会員 (年会費) 100万円 / 1口
 - (3) 賛助会員 一般会員としての会費に加えて、当法人に寄付を取ったもの
- 2 一般会員の会費は、原則としてクレジットカードにて支払うものとする。
- 3 一般会員の会費期限は、入会日から翌月同日までとし、翌月同日に次の月額が自動決済される。
- 4 特別賛助会員は理事会の定めに従って、会費の支払いを行う。
- 5 特別賛助会員の会費期限は、入会日から翌年同日までとし、理事会の定めに従って、更新の手続きを行う。
- 6 一度納められた会費については、如何なる理由をもっても返還しない。

第5条（会員の特典利用）

1 会員は、以下の各号に定める特典を利用する権利を有するものとする。

（1）一般会員、賛助会員

- ① 総会での議決権
- ② 電子メールによる当法人からの情報配信
- ③ その他、当法人の行う活動への参加

（2）特別賛助会員

- ① 総会での議決権
- ② 電子メールによる当法人からの情報配信
- ③ 研究会議事録の配信
- ④ その他、当法人の行う活動への参加

2 当法人は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の提供を中断する場合がある。この場合、当法人は可能な限り速やかに特典の提供を再開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。

- （1）戦争、暴動、騒乱、労働争議、疫病、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、特典の提供が通常通りできない場合
- （2）本サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合
- （3）その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第6条（会員の義務）

会員は、当法人の定款並びに本規約その他諸規定、法令及び議決に従う。

第7条（任意退会の手続き）

会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第8条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- （1）当法人の承認のない当法人名での活動またはその準備を目的とする行為
- （2）当法人の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- （3）当法人の信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為
- （4）当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- （5）当法人からの情報配信を自己の私的閲覧外の目的に使用すること
- （6）その他、当法人が不適当と判断する行為

第9条 (通知及び連絡先)

- 1 会員は入会申込み時に氏名、Eメールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して書面、あるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。
- 2 本規約に基づく当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールまたは書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。
- 3 当法人は、会員に対する通知に関しては、当法人のWebサイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規約に基づく会員から当法人に対する通知その他の連絡は、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとす。

第10条 (個人情報の取り扱い)

- 1 当法人は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。
- 2 会員は、当法人に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。
 - (1) 当法人に関する情報提供及び研究成果の配信
 - (2) 会員への、会費に関する確認
 - (3) その他、当法人の運営に関する必要な連絡

第11条 (免責事項)

- 1 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。
- 2 当法人は、以下の事由により会員が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず一切の責任を負わない。また以下の事由により会員に発生した支払い義務は免除されず、既に決済が行われた料金は返金しない。
 - (1) 当法人の故意、または重過失によらずに、特典の提供が停止した場合
 - (2) インターネットの通信環境、PC等、会員のインターネットの環境により会員のメールの受信に問題が生じた場合。
 - (3) 会員が登録した氏名、メールアドレス等の登録情報の誤りがあった場合
- 3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当法人は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。
- 4 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

第12条 (規約の追加・変更)

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 本法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当法人により変更された本規約は、当法人のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

第13条（附則）

- 1 本規約は法人成立とともにその効力を発するが、登記上の成立日に関わらず令和2年6月15日まで遡って適用される。

（以上）

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0024
領収書番号 2583-6207
支払い日 2025年3月25日
支払い方法 JCB [REDACTED]

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年3月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/03/25 ~ 2025/04/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

4/1 ~ 4/25 日分

$$5000 \times \frac{25}{31} = 4032$$

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0025
領収書番号 2559-0795
支払い日 2025年4月25日
支払い方法 JCB-[REDACTED]

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
Info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年4月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/04/25 ~ 2025/05/25	1	¥5,000	¥5,000
			小計 ¥5,000
			合計 ¥5,000
			支払い金額 ¥5,000

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0026
領収書番号 2665-8657
支払い日 2025年5月25日
支払い方法 JCB-[REDACTED]

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年5月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/05/25 ~ 2025/06/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0027
領収書番号 2309-6769
支払い日 2025年6月25日
支払い方法 JCB-[REDACTED]

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年6月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/06/25 ~ 2025/07/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0028
支払い日 2025年7月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年7月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/07/25 ~ 2025/08/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB - [REDACTED]	2025年7月25日	¥5,000	2087-4624

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0029
支払い日 2025年8月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年8月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/08/25 ~ 2025/09/25	1	¥5,000	¥5,000
			小計 ¥5,000
			合計 ¥5,000
			支払い金額 ¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB - [REDACTED]	2025年8月25日	¥5,000	2369-3926

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0030
支払い日 2025年9月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年9月25日に ¥5,000 を領収いたしました


説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/09/25 ~ 2025/10/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB - [REDACTED]	2025年9月25日	¥5,000	2688-4994


旅 行 命 令 書

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者
	

起案 7. 4. 3

決裁 7. 4. 4

旅行者
氏名 衣川 広志 

用務及び行先		以下の調査のため、鹿児島県南九州市、広島県広島市へ旅行するもの ・知覧特攻平和会館を含む平和への取組に関する調査（4月21日） ・こどもたちの平和学習推進事業に関する調査（4月22日）							
期 間		令和7年4月21日（月曜日）及び同月22日（火曜日）							
月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道賃 船 賃	航空賃 車 賃	日 当	宿泊料	計	
4/21	長 岡 6:34	とき300号 東京行	東 京 8:11	乗 4,840 特 4,070		1,500	14,800	25,210	
	東 京 8:21	JR京浜東北線 蒲田行	浜松町 8:28						
	浜松町 8:32	東京モノレール 羽田空港第2ターミナル行	羽田空港第1ターミナル 8:55	乗 520				520	
	羽田空港 10:05	JAL645便	鹿児島空港 11:55		早割 21,270			21,270	
	鹿児島空港	レンタカー	知覧特攻平和会館					0	
	知覧特攻平和会館	レンタカー	鹿児島中央					0	
	鹿児島中央 17:07	さくら570号 新大阪行	広 島 19:51	乗 17,390 特 8,880				26,270	
	広島駅 20:03	広島電鉄2号線 広島宮島口行	原爆ドーム前 20:19						
4/22	原爆ドーム前 12:00	広島電鉄2号線 広島駅行	広島駅 12:19			240		240	
	広 島 12:33	さくら550号 新大阪行	新大阪 13:59	特 4,500		240	1,500	1,740	
	新大阪 14:16	JR特急サンダーバード27号 敦賀行	敦 賀 15:33	特 2,190				2,190	
	敦 賀 15:41	つるぎ28号 富山行	金 沢 16:38	特 3,860				3,860	
	金 沢 16:53	はくたか572号 東京行	上越妙高 17:56						
	上越妙高 19:26	特急しらゆき7号 新潟行	長 岡 20:32	特 1,480				1,480	
計				47,730	21,750	3,000	14,800	87,280	
備 考	(変更理由等) ・21日は、用務時間に間に合わせるため空路及びレンタカーを利用するもの なお、レンタカー代は、旅費として支出せず別途調査研修費で支出するもの								
概算額	87,280円 × 1人 = 87,280円					受領印			
精算額						受領印			
追給 差引額 返納	月 日	円	代表者印			経理責任者印			

領収書

0020539

衣川 広志 様

令和 7 年 4 月 11 日

金額									
			¥	2	1	2	7	0	

但 4/11 出発 JAL 645

込消費税 1933円
10%対象 21270円

上記正に領収いたしました
(振込入金)

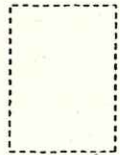


共立観光株式会社 新潟支店

新潟市中央区明石1丁目1番31号松原ビル内 TEL (025) 246-2331

新潟市中央区明石2丁目3番35号 マロンブリッジ1F

登録番号 T7110001020962



受領者名



A72 '19.07 2×50×50

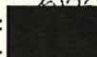
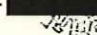
請求書

請求書No: 00084442-003-01
発行日: 2025年04月11日

衣川 広志 様

ツアー名:航空券

期 間:2025年04月21日(月) 日帰り

新潟県知事登録旅行業 第2種-50号
共立観光株式会社 新潟支店
〒950-0084
新潟市中央区明石2-3-89 アロンブリッジ1F
TEL: 025-246-2331 FAX: 025-241-9464
支店長: 
担当者: 
登録番号:T7110001020962

このたびは弊社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。下記料金のご請求を申し上げますのでよろしくお願い致します。

合計	振込金額	ご請求金額
21,820円	0円	21,820円

うち消費税 1,983円 (10%対象 21,820円 消費税 1,983円)

No.	品名	単価	数量	金額	備考
1	JAL航空券(大人)	21,270	1	21,270	4/21 JAL645
2	発券手数料	550	1	550	

備考 お振込み手数料は、お客様ご負担にてお願い致します。


お振込先 第四北越銀行 新潟駅前支店 普通 203316
第四北越銀行 新潟東大通支店 普通 250013
口座名義 共立観光株式会社 新潟支店

2025年04月18日(金)までにお振込み下さるようお願い申し上げます。

復 命 書

令和 7 年 4 月 30 日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	衣川 広志	
-----------------	-------	---

代表者	経 理 責任者
	

日 時	令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 4 月 22 日まで 2 日間
場 所	鹿児島県南九州市「知覧特攻平和会館」 広島県広島市「広島市平和記念資料館」
用 件	「知覧特攻平和会館を含む平和の取組に関する調査」 「こどもたちの平和学習推進事業に関する調査」
参 加 者 氏 名	衣川 広志
概 要	令和 7 年 4 月 21 日 14:00～16:00 知覧特攻平和会館 川崎弘一郎館長よりご講義をいただき、その後知覧特攻平和会館を見学する。 令和 7 年 4 月 22 日 9:30～11:30 広島市教育委員会学校教育部指導第一課 西村智由紀課長 広島市平和記念資料館 豆谷利宏 副館長 よりご講義をいただいた後、広島市平和記念資料館を見学する。 詳細は別紙参照。

こどもたちの平和学習推進事業に関する調査

広島市教育委員会学校教育部指導第一課 西村 智由紀課長
広島平和記念資料館 豆谷利宏 副館長
よりご講義をいただく。

広島市における平和教育の取り組みについて

1. 概要

「広島の被曝体験を原点として生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する」事を目標とし、目標実現のために小中高一貫した平和教育プログラムを設定し、継承と発信の2大柱を主な取り組みとしている。

2. 基本方針

各学年の発達段階に即した目標・内容を設定し、未来志向の学習内容となるようにアウトプットの機会を用意し、自主的・自発的な学習を重視し、国際社会の諸問題を探求する活動を取り入れる事を基本方針としている。

3. 継承

被曝体験を聴く会、平和を考える集い、平和教育アーカイブスにより被曝体験を継承している。
被曝体験を聴く会は幼稚園・小中高・特別支援学級において地域の被曝体験者等を講師として招聘し開催している。平和を考える集いは広島市立・中学校において平和記念日である8月6日に焦点を当てた平和を考える集いを開催し、平和記念日の意義について指導するとともに、学校や地域の特色を生かした創意工夫のある平和学習を行なっている。平和教育アーカイブスは、各幼稚園・学校における児童生徒の学習教材や教職員・保護者の研修用資料として活用することができるように、平成20年度より毎年被曝体験者2名の証言を映像記録としてDVD化している。

4. 発信

- ・子供ピースサミット 広島市内の小学校6年生児童を対象に、平和についての作文を募集し、選考された20名の児童が意見発表を行い、平和記念式典で「平和への誓い」を読み上げる代表児童2名を決定します。その後、選考された児童が検討会議で「平和への誓い」を作成し、8月6日には平和記念式典において、代表児童が「平和への誓い」を世界に発信します。
- ・ひろしま子ども平和の集い 参加を希望した広島市内および市街の児童生徒が8月6日に言葉や音楽、演劇などで平和への想いを発信し合っています。
- ・「平和への誓い」アクションプログラム 広島市立幼稚園・小・中学校、広島中等教育学校、広島特別支援学校を対象に参加を募り、希望した各幼稚園、各学校が平和交流会やテレビ会議等を開催し、平和へのメッセージを発信しています。
- ・伝えるHIROSHIMAプロジェクト 広島市内の中学校を対象に参加を募り、各学校での平和学習や教育委員会が開催する研修会を通して、平和の思いを込めたメッセージを英語で作成し、平和記念式典に参列する各国駐日大使や海外の一般参列者に伝えています。
- ・高等学校の特色ある取組 広島中等教育学校では、広島を訪れる外国人観光客に対して、英語で平和公園を案内する「ガイドボランティア活動」に取り組んでいる

1. 広島平和記念資料館の概要

広島平和記念資料館は、広島市中区に位置し、1945年8月6日の原子爆弾投下による被害の実相を伝え、平和の大切さを後世に継承することを目的とした施設である。隣接する原爆ドームとともに、広島を代表する平和学習の拠点であり、ユネスコ世界遺産に登録されている原爆ドームや、宮島の厳島神社と合わせて、国内外から多くの観光客が訪れる。2019年の全面リニューアル以降、訪日外国人の増加や日本被団協のノーベル平和賞受賞(2017年)などを背景に、来館者数は急増。2023年度の来館者数は過去最高の224万人を記録し、12～13年前の120万人からほぼ倍増した。

2. 施設の現状と課題

2.1 施設の歴史と構造

本館は1955年に建設されたが、老朽化と来館者数の増加に伴い、建物が手狭であることが課題となっている。2019年のリニューアルで展示内容が一新され、オンライン事前予約システムの導入により入館がスムーズになった一方、館内の混雑が顕著になっている。

2.2 来館者の特徴

修学旅行生(主に小学3年生～中学3年生)が多く、特に広島市内の小学3年生や全国の小学5年生が中心。東北や北陸からの訪問は比較的少ない。訪日外国人も増加傾向にあり、原爆ドームと厳島神社の2つの世界遺産を目的に広島を訪れる観光客が資料館にも足を運ぶケースが多い。

2.3 展示内容と課題

展示は時間軸に沿って構成され、被爆の実相を伝える写真や遺品、被爆者による絵画などが中心。広島大学や専門家の有識者会議、被爆者の意見を反映し、「オール広島」で展示内容が決定されている。プロジェクションマッピングを用いた原爆前後の広島を俯瞰した展示も導入されている。

修学旅行生を対象としたアンケートでは、「戦争と平和の学び」を期待する声が多い一方、衝撃的な写真や展示が「怖い」という印象を与え、子どもたちに恐怖感のみが残るケースが課題として挙がっている。特に若い世代に平和への想いや核兵器廃絶の重要性を伝えるためには、展示の工夫が必要。

3. 運営と取り組み

3.1 運営体制

資料館は広島市が設立した「広島平和文化センター」が運営し、指定管理制度に基づき5年間の委託契約を結んでいる。財団の収入源はミュージアムショップの売上や、平和公園内の原爆慰霊碑での浄財(原爆ドーム基金)など。市からの委託費も重要な財源である。

3.2 今後の計画

今後2～3年で、地下の会議室をリフォームし、子どもたちにわかりやすい展示を追加する計画が進行中。被爆の実相を伝える悲惨な画像や絵は、核兵器廃絶と平和な社会の実現のために必要との考えから、引き続き展示を維持する方針。ただし、子どもたちが恐怖感だけでなく、平和への想いを育てるような工夫が求められている。

4. 教育的意義と展望

広島平和記念資料館は、被爆の実相を伝えるだけでなく、平和教育の場としての役割を担う。修学旅行生に対し、事前学習や振り返りの機会を提供することで、戦争の悲惨さと平和の尊さを深く理解させる取り組みが進められている。中長期的には、子どもたちに「怖い」だけでなく、平和への行動を促す展示やプログラムの充実が期待される。また、国際的な来館者増加に伴い、多言語対応やグローバルな平和教育の強化も重要な課題である。

5. 結論

広島平和記念資料館は、過去の悲劇を伝え、未来の平和を築くための重要な施設である。来館者数の増加や子どもたちへの教育効果を高めるため、展示内容や施設の改善が進められている。被爆の実相を伝えつつ、若い世代に希望と行動力を与える展示のバランスが、今後の資料館の使命となる。

長岡市の戦災資料館についても、同様に空襲の実相と未来への希望が持てる展示とのバランスが重要であり、長岡市の平和教育も継承に加えて発信することによる未来志向を取り入れていくことで子供たちが自分事として理解できるようになると考えられる。

知覧特攻平和会館を含む平和への取組に関する調査

知覧特攻平和会館 川崎 弘一郎館長よりご講義をいただく。

歴史

知覧特攻平和会館は、第二次世界大戦中の特攻隊員を記念し、1975年に小さな施設として設立されました。1985年から1987年にかけて拡張され、以降も1991年や1996年に増設が行われました。近年では2018年に戦史資料室のリニューアルが行われ、施設の改善が続けられています。

目的と活動

博物館の目的は、「特攻の史実を後世に正しく伝え、世界の恒久平和に寄与する」ことで、平和教育の場として多くの学校が訪れています。語り部による講話や、戦艦ミズーリへの特攻をテーマにした特別展も開催されています。また、リニューアル計画が進行中で、ふるさと納税を財源に約1,491万6,000円の予算が組まれています。

特攻隊の物語

知覧は1945年の沖縄戦で特攻隊の出撃基地となり、多くの若者の命が失われました。パイロットの遺品や手紙、などでこの隊の支援活動など、戦争の悲惨さだけでなく、特攻隊員の残した手紙を伝える展示が特徴でした。

知覧特攻平和会館の歴史と概要

知覧特攻平和会館は、鹿児島県南九州市知覧に位置する博物館で、第二次世界大戦末期の特攻隊(神風特攻隊)に関する歴史を後世に伝え、世界平和に貢献することを目的としています。この施設はかつて特攻隊の出撃基地であった知覧陸軍飛行場の跡地に建てられ、戦争の悲惨さと平和の尊さを教育する重要な場となっています。

1. 博物館の歴史

博物館の歴史は、1960年代(昭和40年代)に始まります。この時期、特攻隊の関係者や遺族から特攻隊の記念碑や遺品館の建設を求める声が上がリ、全国の特攻関係者や一般有志からの募金により建設が計画されました。しかし、1973年(昭和48年)の第一次オイルショックにより計画は一時頓挫しました。

その後、1974年(昭和49年)に過疎債を利用して運動公園の休憩施設として、鉄筋コンクリート2階建ての「特攻遺品館」が建設されました。ただし、公式記録では1975年(昭和50年)に博物館が開館したとされており、初期の施設は小さな規模でした。この時期、遺品を預かって欲しいとの声に応え、展示が始まりました。

訪問者が増えるにつれ、施設は手狭になり、1985年(昭和60年)から1987年(昭和62年)にかけて特別対策事業により場所を移し、名称を「知覧特攻平和会館」と改称しました。この拡張では、昭和61年12月に仮開館し、昭和62年2月に落成しました。

以降も、1989年(平成元年)3月に別館が増築され、1991年(平成3年)3月には視聴覚室が追加されました。1996年(平成8年)には入館者数の増加に伴い、出入り口の改善と資料室の増築が行われ、1997年(平成9年)2月に完成しました。

21世紀に入っても改修は続き、2003年(平成15年)には屋根等の改修とハートビル法対応の内部改修が行われ、2005年(平成17年)には多様化する修学旅行や行政視察に対応するため、会議室(現在の講和室)とトイレの増設が行われました。2009年(平成21年)には収蔵庫が建設され、2014年(平成26年)・2015年(平成27年)には飛燕移設に伴う内部改修や隼移設後の展示室改修が行われ、企画展示室と震洋艇展示室に区分けされました。2018年(平成30年)には戦史資料室のリニューアル事業が実施され、展示の充実が図られました。

2. 博物館の目的と使命

博物館の目的は、「特攻の史実を後世に正しく伝え、世界の恒久平和に寄与する」ことで、モットーは「永久に・正しく・ありのままに」です。この使命に基づき、平和教育の場として多くの学生が訪れ、戦争の悲惨さと平和の重要性を学ぶ機会となっています。

語り部による講話も重要な活動で、初期は役場の人やOBが担当していましたが、現在でも「語り部をやりたい」という声が寄せられています。語り部は、沖縄本土決戦に向けた特攻隊の記録を伝え、特に1945年4月1日のアメリカ軍上陸と同時に知覧から出撃した特攻隊の状況を詳述します。

3. 展示と活動

博物館の展示は、特攻隊員の遺品、手紙、写真を中心に構成されています。具体的には、以下の展示物が含まれています：

展示物

詳細

航空機 中島機-43隼、川崎機-61飛燕(1943年)、中島機-84疾風(1944年)、三菱零式(1980年海底から回収)

個人遺品 遺書、詩、エッセイ、遺品、1,036人のパイロットの写真

その他 グランドピアノ(パイロットが「月光ソナタ」を弾いたもの)

また、最近の活動としては、戦艦ミズーリへの特攻をテーマにした特別展が開催され、艦長が特攻隊員を丁重に葬ったエピソードが紹介されました。さらに、ジオラマのリニューアル計画が進行中で、2025年4月時点では約1,491万6,000円の予算が組まれ、ふるさと納税を財源にしています。一般財源は使用せず、平和基金や寄付金で運営されています。

資料の保存状態調査も専門家に依頼されており、展示の質の向上に努めています。

4. 特攻隊と知覧の役割

知覧は、1941年12月8日の真珠湾攻撃後、日本がアジアに活路を見出し戦争を始めた背景の中で、特攻作戦の重要な基地となりました。特に1945年(昭和20年)3月に飛行場として整備され、沖縄戦の最終防衛ラインとして機能しました。1945年4月1日にアメリカ軍が上陸した際、知覧から多くの特攻機が出撃しました。

パイロットは非常に若く、17歳から19歳の者が多く、例えば第72振武隊(通称ほがらか隊)や第53振武隊(しん誅部隊)には17歳、18歳、19歳の隊員が含まれていました。出撃命令は前々日か前日に下され、出撃前夜には声を殺して泣く者もいましたが、出撃当日は胸を張って出発しました。

地元の「なでしこ隊」(中学生)が部屋の片付けや支援を行い、女性や女学生がプレゼントを贈るなど、地域とのつながりも深かったです。出撃を見送る際には、涙を見せたいいけないという厳しいルールがありました。パイロットになる競争率は40～50倍で、なりたくてもなれなかった者も多かったとのことでした。

特攻隊は遺骨が残らないため、家族への遺品や手紙が大切な思い出となり、人形や髪を切って封筒に残したものもあります。多くの隊員が出撃命令を受けてから、改めて親孝行をできていなかったことに気づき、祖国に尽くすことが孝行だと考える時代でした。

5. 最近の動向と展望



2025年4月23日時点では、博物館は引き続き平和教育の場として機能し、語り部による講話や特別展を通じて訪問者に深い印象を与えています。特に、令和7年の平和スピーチには池上彰が招かれる予定で、注目されています。また、デジタルアーカイブの整備やカスタマーサービスの向上も進められています。

6. 結論

知覧特攻平和会館は、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える重要な施設です。展示物や語り部の講話を通じて、若い特攻隊員の犠牲の上に現在の平和があることと、命の大切さを伝えています。

長岡市の戦災資料館も、史実に基づいた知識と命の尊さと平和の有り難さを伝えていく必要があると考えます。

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 衣川 広志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 5
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 / <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘 要 シンクタンク会費	政 務 活 動 費 充 当 金 額 25,967 円	精 算 年 月 日 R8. 4. 10		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

○
↑
10月～3月支払分
25967円
↓
○

※書類は、重ならないように貼付すること。

救国シンクタンク会員規約

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人救国シンクタンク（以下「当法人」という）の定款（以下「定款」という）47条に基づき、当法人の会員（以下「会員」という）の入退会及び権利義務等について定めるものである。

第2条 (会員の資格及び種類)

- 1 当法人の指定する手続きに基づき、当法人へ入会を申し込み、当法人の理事会（以下「理事会」という）が承認したものを会員とする。
- 2 会員の種類は、定款第5条の定めのとおり、一般会員、特別賛助会員、賛助会員とする。

第3条 (入会申込みと承認・不承認)

- 1 当法人は、指定する方法により入会申し込みを行い、会費を納めたものを会員として承認する。
- 2 ただし、当法人は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受けないことがある。
 - (1) 当法人の趣旨に賛同していない
 - (2) 過去に当法人の除名処分を受けたことがある
 - (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
 - (4) その他受付時に不適切と判断されたとき
- 3 当法人は、入会申込みが理事会において不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明または開示する義務を負わないものとする。

第4条 (会費)

- 1 定款で定める事業年度（以下「事業年度」という）内のどの時点において入会したかに関わらず、以下の区分に従って会費を納めたものを会員とする。
 - (1) 一般会員 (月会費) 5000円 (税別) / 1口
 - (2) 特別賛助会員 (年会費) 100万円 / 1口
 - (3) 賛助会員 一般会員としての会費に加えて、当法人に寄付を収めたもの
- 2 一般会員の会費は、原則としてクレジットカードにて支払うものとする。
- 3 一般会員の会費期限は、入会日から翌月同日までとし、翌月同日に次の月額が自動決済される。
- 4 特別賛助会員は理事会の定めに従って、会費の支払いを行う。
- 5 特別賛助会員の会費期限は、入会日から翌年同日までとし、理事会の定めに従って、更新の手続きを行う。
- 6 一度納められた会費については、如何なる理由をもっても返還しない。

第5条 (会員の特典利用)

1 会員は、以下の各号に定める特典を利用する権利を有するものとする。

(1) 一般会員、賛助会員

- ① 総会での議決権
- ② 電子メールによる当法人からの情報配信
- ③ その他、当法人の行う活動への参加

(2) 特別賛助会員

- ① 総会での議決権
- ② 電子メールによる当法人からの情報配信
- ③ 研究会議事録の配信
- ④ その他、当法人の行う活動への参加

2 当法人は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の提供を中断する場合がある。この場合、当法人は可能な限り速やかに特典の提供を再開するよう努力するが、中断期間に相当する会費の返還は行わない。

- (1) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、疫病、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、特典の提供が通常通りできない場合
- (2) 本サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合
- (3) その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第6条 (会員の義務)

会員は、当法人の定款並びに本規約その他諸規定、法令及び議決に従う。

第7条 (任意退会の手続き)

会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第8条 (禁止事項)

会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 当法人の承認のない当法人名での活動またはその準備を目的とする行為
- (2) 当法人の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- (3) 当法人の信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) 当法人からの情報配信を自己の私的閲覧外の目的に使用すること
- (6) その他、当法人が不適当と判断する行為

第9条（通知及び連絡先）

- 1 会員は入会申込み時に氏名、Eメールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して書面、あるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。
- 2 本規約に基づく当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールまたは書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。
- 3 当法人は、会員に対する通知に関しては、当法人のWebサイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規約に基づく会員から当法人に対する通知その他の連絡は、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとす。

第10条（個人情報の取り扱い）

- 1 当法人は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。
- 2 会員は、当法人に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。
 - (1) 当法人に関する情報提供及び研究成果の配信
 - (2) 会員への、会費に関する確認
 - (3) その他、当法人の運営に関する必要な連絡

第11条（免責事項）

- 1 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。
- 2 当法人は、以下の事由により会員が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず一切の責任を負わない。また以下の事由により会員に発生した支払い義務は免除されず、既に決済が行われた料金は返金しない。
 - (1) 当法人の故意、または重過失によらずに、特典の提供が停止した場合
 - (2) インターネットの通信環境、PC等、会員のインターネットの環境により会員のメールの受信に問題が生じた場合。
 - (3) 会員が登録した氏名、メールアドレス等の登録情報の誤りがあった場合
- 3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当法人は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。
- 4 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

第12条（規約の追加・変更）

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 本法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当法人により変更された本規約は、当法人のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

第13条 (附則)

- 1 本規約は法人成立とともにその効力を発するが、登記上の成立日に関わらず令和2年6月15日まで遡って適用される。

(以上)

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0031

支払い日 2025年10月25日

救国シンクタンク

〒1020094

東京都

千代田区

紀尾井町4-5

日本

info@kyuukoku.com

請求先

HIROSHI KINUKAWA

2025年10月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/10/25 ~ 2025/11/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB - [REDACTED]	2025年10月25日	¥5,000	2212-0763

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0032
支払い日 2025年11月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2025年11月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/11/25 ~ 2025/12/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB [REDACTED]	2025年11月25日	¥5,000	2465-3254

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 ■■■■■-0033

支払い日 2025年12月25日

救国シンクタンク

〒1020094

東京都

千代田区

紀尾井町4-5

日本

info@kyuukoku.com

請求先

HIROSHI KINUKAWA

2025年12月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2025/12/25 ~ 2026/01/25	1	¥5,000	¥5,000
	小計		¥5,000
	合計		¥5,000
	支払い金額		¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB-■■■■■	2025年12月25日	¥5,000	2343-4975

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0034
領収書番号 2790-7397
支払い日 2026年1月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2026年1月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2026/01/25～2026/02/25	1	¥5,000	¥5,000
			小計 ¥5,000
			合計 ¥5,000
			支払い金額 ¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB [REDACTED]	2026年1月25日	¥5,000	2790-7397

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0035
領収書番号 2607-2854
支払い日 2026年2月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2026年2月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2026/02/25-2026/03/25	1	¥5,000	¥5,000
小計			¥5,000
合計			¥5,000
支払い金額			¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB - [REDACTED]	2026年2月25日	¥5,000	2607-2854

領収書

救国シンクタンク

請求書番号 [REDACTED]-0036
領収書番号 2961-5892
支払い日 2026年3月25日

救国シンクタンク
〒1020094
東京都
千代田区
紀尾井町4-5
日本
info@kyuukoku.com

請求先
HIROSHI KINUKAWA
[REDACTED]

2026年3月25日に ¥5,000 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
救国シンクタンク会員費 2026/03/25-2026/04/25	1	¥5,000	¥5,000
小計			¥5,000
合計			¥5,000
支払い金額			¥5,000

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
JCB - [REDACTED]	2026年3月25日	¥5,000	2961-5892

3/25~3/31日分
 $5000 \times \frac{6}{31} = 967円$

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 7
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 セミナー参加費	政務活動費充当金額 20,000 円	精算年月日 R7.12.1		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

第12回救国シンクタンクセミナー-自治体経営研究会

「地方自治体の規制改革」

日時 2025年9月28日 14:00~17:45

TKP 秋葉原カンパレンスセナー カンパレンス16-43A

清瀬 裕哉 研究員

領 収 証

衣川 広志

様

No. _____

★ ￥20,000.-

但第12回救国シンクタンクセミナー-自治体経営研究会

2025年9月28日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

一般社団法人救国シンクタンク
理事長 倉山



※書類は、重ならないように貼付すること。

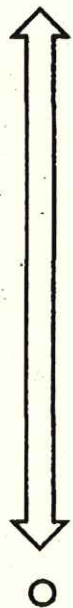
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 8
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 / <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘要 セミナー参加費	政務活動費充当金額 20,000 円	精算年月日 R7.12.1		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

「官民連携 施設設民営化」
 日時 2025年 5月25日 14:00~17:45
 場所 TKP秋葉原カンパレンセンター 5F
 渡瀬裕哉研究員




領収証 衣川 広志 様 No. _____

★ ￥20,000.-

第11回救国シンクセミナー 自治体経営研究会
 2025年 5月 25日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜税込)
		%	消費税額等
		税率	金額(税抜税込)
		%	消費税額等

一般社団法人 救国シンク
 理事長 倉山






コクヨ ケー-1097

※書類は、重ならないように貼付すること。

旅行命令書


次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者
	

起案 7. 4. 23
 決裁 7. 4. 25
 旅行者 氏名 衣川 広志 

用務及び行先	(一社) 救国シンクタンク主催の研修「官民連携 水道施設民営化」に参加するため、東京都千代田区へ旅行するもの
期 間	令和7年5月25日(日曜日)


月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道賃		日 当	宿泊料	計
				船 賃	車 賃			
5. 25	長 岡 10:49	とき316号 東京行	上 野 12:22	乗 4,840 特 4,060		1,500		10,400
	上 野 12:36	JR山手線外回り 東京・品川方面	秋葉原 12:40					0
	秋葉原 18:34	JR山手線内回り 上野・池袋方面	上 野 18:37	乗 4,840				4,840
	上 野 18:58	とき339号 新潟行	長 岡 20:36	特 4,060				4,060
計				17,800	0	1,500	0	19,300

備 考	(変更理由等)						
概算額	19,300円	×	1人	=	19,300円	受領印	
精算額					受領印		
追給 差引額 返納	月 日	円	代表者印		経理責任者印		

復 命 書

令和7年5月26日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	衣川 広志	
-----------------	-------	---

代表者	経 理 責任者
	

日 時	令和 7年 5月25日から令和 7年 5月25日まで 1日間
場 所	TKP 秋葉原カンファレンスセンター5F
用 件	第11回救国シンクタンクセミナー 「官民連携 水道施設民営化」受講
参 加 者 氏 名	衣川広志
概 要	令和7年5月25日(日) 14時~17時45分 「官民連携 水道施設民営化」について救国シンクタンク研究員渡瀬裕哉先生よりご講義をいただく。 詳細は別紙。

第11回救国シンクタンクセミナー報告書

2025/5/25 14時～17時30分 渡瀬裕哉研究員よりご講義をいただく。

1. セミナー概要

本セミナーは、地方自治体の水道事業における官民連携(PPP/PFI、コンセッション方式等)の有効性と課題について、住民生活の視点から議論することを目的として開催された。水道事業の持続可能性を確保するため、民間委託や民営化の検討が求められる背景や、契約におけるプリンシパル・エージェント理論の重要性、広域化の必要性などが主なテーマとして取り上げられた。

2. 主な議論のポイント

2.1 なぜ水道事業の民営化を議論するのか

- 背景:
 - 水道・下水道事業は、老朽化するインフラ(管路の法定耐用年数超過)や人手不足により、維持管理が困難になっている。
 - 自治体の限界(役所は万能ではない)と住民生活の質の維持が課題。
 - 公営か民営かの議論はイデオロギー対立に陥りがちだが、住民にとって最適な価格と品質のサービス提供が本質。
- 課題:
 - 水道事業は独占的で競争が働きにくいいため、腐敗や非効率が生じやすい。
 - 擬似的な競争環境の構築や、値上げ抑制策が必要。
 - 民営化によるコスト増懸念があるが、公営のままでも老朽化対応でコスト増は不可避。

2.2 官民連携の形式とコンセッション方式

- 形式の多様性:
 - 政府直営、コンセッション、民間委託など多様な運営形式が存在。フランスでは公営とコンセッションが混在し、状況に応じて切り替わる。
 - 日本では完全な民営化は存在せず、PPP/PFIを通じて公と民の役割分担を模索。
- コンセッション方式の意義:
 - 民間事業者に運営権を付与するスキーム。適切な契約で民間の効率性とノウハウを活用可能。
 - 例: 浜松市の下水道事業はPPPにより人員削減と利益確保を実現。
- 課題と対策:
 - 契約の質が成否を左右。適切な要件定義やガバナンスが不可欠。
 - 民間事業者との「情報の非対称性」を減らすため、詳細な契約書やモニタリング体制が必要。
 - 自治体側も事業マネジメント能力を保持し、緊急時に備える。

2.3 プリンシパル・エージェント理論の適用

- 理論の概要:
 - 発注者(自治体)と受注者(民間事業者)の利害が一致しない場合、受注者が期待通りの仕事を行わないリスクが存在。

- サボリや不適切な値上げ交渉を防ぐため、ペナルティやインセンティブを組み込んだ契約設計が重要。
- 実務への応用:
 - 仕様書や契約書は情報の非対称性を解消するツール。
 - 更新・維持管理を一体発注することで、民間事業者に効率化のインセンティブを付与。

2.4 水道事業の広域化

- 必要性:
 - 小規模な水道事業者は高コスト体質になりやすく、持続可能性が低い。
 - 広域化により規模の経済を活用し、効率的な運営とコスト抑制が可能。
 - 例: 民間企業(ベオリア等)が持つ管路モニタリング技術は、広域運営で効果を発揮。
- 課題:
 - 過疎地域(「ど田舎」)は民間事業者の参入意欲が低い。
 - 公務員労組の反対(身分変更への抵抗)が障壁。

2.5 民間ノウハウと自治体の役割

- 民間の強み:
 - 欧州企業(ベオリア等)は水道管の老朽化モニタリング技術など高度なノウハウを保有。
 - 民間委託により、自治体の人員不足を補完可能。
- 自治体の責任:
 - 適切な契約条件や仕様書を作成する能力が求められるが、技術力の低下が課題。
 - 会計検査院の調査では、PPPでコスト削減に成功した事例と失敗事例が混在。契約の適切さが鍵。

3. 結論と提言

- 結論:
 - 水道事業の持続可能性確保には、公営・民営の形式にこだわらず、住民にとって最適な価格と品質を実現する仕組みが重要。
 - コンセッション方式やPPPは有効な選択肢だが、成功には契約設計、モニタリング能力、広域化が不可欠。
- 提言:
 - 契約力の強化: プリンシパル・エージェント理論に基づく契約書作成や、情報の非対称性解消のためのモニタリング体制を整備。
 - 広域化の推進: 小規模事業者の高コスト体質を解消するため、広域連携を優先的に進める。
 - 自治体能力の維持: 民間委託を進める一方で、自治体自身が事業マネジメント能力を保持し、緊急時の対応力を確保。
 - 住民視点の議論: イデオロギー対立を避け、住民生活の質向上を基準に官民連携を検討。

4. 補足

- 参考事例:
 - 浜松市の下水道事業(PPP成功例)。
 - フランスの水道事業(公営・コンセッション混在)。

- 今後の課題:

- 民間事業者の参入意欲が低い過疎地域への対応策。
- 公務員労組との調整や、技術者不足への対策。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 11
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 有料道路通行料	政務活動費充当金額 3960 円	精算年月日 R8.3.31		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

中核事務行について視察

2026年 2月2日 14:00~15:30

場所-上越市役所

総合政策部 政策課

石黒厚雄 課長

総合政策部 総合政策課

企画調整係

金子洋平 係長

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 長岡

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

26年 2月 2日 16時52分

車種 普通

通行料金 ¥1,980-

※通行料金の消費税率は10%です

(先払)

-入口料金所- 上越

JCB 有効期限**年**月

会員番号 (支払 - 1回払い)

AID:A0000000651010

承認番号:124019

高速道路上で停止車両を見開きた際は、
停止車両や人に注意しながら安全走行を！
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
登録番号:T9010001095716
取扱番号203-04111549-00

衣川 広志

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 上越

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

26年 2月 2日 13時20分

車種 普通

通行料金 ¥1,980-

※通行料金の消費税率は10%です

(先払)

-入口料金所- 長岡

JCB 有効期限**年**月

会員番号 (支払 - 1回払い)

AID:A0000000651010



承認番号:091901

高速道路上で停止車両を見開きた際は、
停止車両や人に注意しながら安全走行を！
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
登録番号:T9010001095716
取扱番号201-01201130-00

衣川 広志

※書類は、重ならないように

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 12
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 セミナー参加費	政務活動費充当金額 10,000 円	精算年月日 28.3.31		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

救国シンクタンク自治体経営研究会

第10回「リーダーシップ講座」

日時 2025年11月30日 14:00～17:45

場所 TKP秋葉原、カンパレンスセオ-3A

柳瀬裕文 前参議院議員

渡瀬裕哉 研究員

領 収 証

衣川 広志

様

No. _____

★ ￥10,000.-

但 自治体経営研究会 リーダーシップ講座

2025年 11月 30日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

コクヨ ウケ-1097

一般社団法人 救国シンクタンク
理事長 倉山 満



※書

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 13
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 セミナー参加費	政務活動費充当金額 10,000 円	精算年月日 28.3.31		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

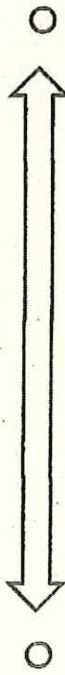
救国シンクタンク自治体経営研究会

「4-4リーダーシップ論」「トップリーダーシップ論」

日時 2026年1月25日 14:00~17:45

場所 TKP九段下神保町ビジネスセンター

小川 清史 研究員 倉山 満 所長



領 収 証 衣川 広志 様 No. _____

★ 4 10,000-

但 第1回救国シンクタンクセミナーリーダーシップ講座

令和8年1月25日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
収入印紙	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

コクヨ ウケ-1097

一般社団法人 救国シンクタンク
理事長 倉山 満

※書類は、虫の食ひや火の焼付に注意する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 14
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 セミナー参加費	政務活動費充当金額 10,000 円	精算年月日 R8.3/31		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

救国シンクタンク 自治体経営研究会

第2回 リーダーシップ講座

日時 2026年3月29日 14:00~17:45

場所 TKP 秋葉原カンファレンスセンター3F

渡瀬裕哉 研究員

藤岡隆雄 前衆議院議員

領 収 証

衣川 広志

様

No. _____

★ ¥10,000-

但 第2回リーダーシップ講座

令和8年3月29日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙



コクヨ ウケ-1097

一般社団法人 救国シンクタンク
理事長 倉山



※書類

政務活動費領収書台帳

会 派 名 無所属	氏 名 衣川 広志	代 表 者 印 	経 理 責 任 者 印 	台 帳 No. 4
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務費				
摘 要	政 務 活 動 費 充 当 金 額	精 算 年 月 日		
市政報告書印刷代	218,982 円	R7.12.1		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

詳細は別紙



※書類は、重ならないように貼付すること。

領収書



衣川 広志 様

取引年月日：2025年05月01日(木)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-250429461067

合計金額 (税込) 80,322円

ラクスル株式会社



10%対象 80,322円 (内消費税: 7,302円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
250429461067-01	チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg	40,000部	73,020円	出荷予定日: 2025年5月3日 市政報告書 最新版

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 73,020円
小計 (税抜)	73,020円
合計金額 (税込)	80,322円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

領 収 証

No. _____

衣川 広志 様

令和7年5月7日

★ ¥ 138,660

但 5/11 フラシキ代
(市政事務費)
上記正に領収いたしました

内	税抜金額	¥ 126,055 -
別	消費税額(10%)	¥ 12,605 -

収 入
印 紙

株式会社 速 報



長岡市蓮湯3丁目4番18号
電話 0258 (29) 6357

登録番号: T8110001024161

36,310枚折込

きぬ川広志市政報告

1期目の公約は「一般質問への登壇・増税に反対・情報公開の追求」

達成率100%継続中!

減税が重要

人生の主役は貴方!



#01

長岡市議会議員
衣川 広志

なぜ今減税か?

皆さんは税金のお釣りを受け取ったことがありますか?長岡市は平成30年から令和4年まで毎年12億円~40億円の税金が余りました。余った税金は市民にお釣りとして返されることはありませんでした。行政には入ってきたお金を全部使いきってしまう性質があります。災害対策、インフラ整備、介護、福祉、教育、等々市民生活を守るために必要な施策は確かにありますが、「必要以上の徴税は合法的な強盗」(第30代米大統領カルビンクーリッジ)という言葉もあります。貴方が働いて得たお金の使い道を決める権利は貴方に有ります。

行政と政治の役割の違いは何でしょうか?衣川は、ばら撒いて終わりではなく、根拠ある支出と成果の確認を求めています。

1

全ての増税に反対

右肩上がりの負担増に納税者は限界。必要なのは支出の見直し。

2

使途の公開

支出見直しは情報公開から。見えなければ判断出来ません。

3

公共施設見直し

多過ぎる公共施設は、将来の負担を鑑みれば持続不可能です。

100%

一般質問への登壇率
公約を守り定例会毎
に一般質問をしています。

反対
予算
対算

増税に反対!
当選直後のR5年5
月臨時会で森林環境
税に反対しました。

情報
公開

情報公開の追求
市議会議員でも税金
の使途が把握できな
い事を問題視し一般
質問を行いました。

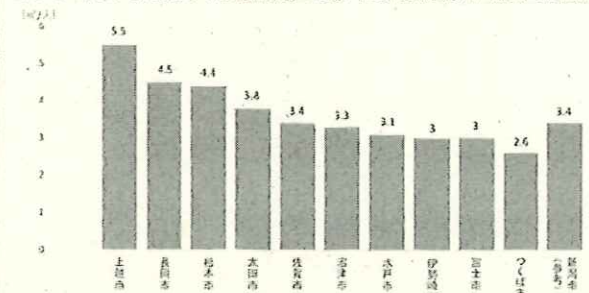
1期目の成績

税金の使途が不透明

市議会議員になった今も長岡市が出資しているイベント等の費用や成果が見えない事に驚いています。「成果は数値では測れない」との考え方もありますが、費用はお金なので必ず計る事ができます。スーパーで1万円分買い物をしました程度の内容は公開されますが、何に幾ら使ったのかが見えなければ妥当性の判断が出来ません。透明性の高い市政運営の実現のために多くの自治体で実施されている事務事業評価の公開を求めます。

市政運営が不透明な原因は市議会の側にもあると感じています。伝統と慣例を重んじる事は重要だと思いますが、一方で市議会も時代に合わせて変えるべきところは変わっていく必要があります。市民に見える場である議場での議員間討議を積極的に行なっていく事が一つの鍵だと考えています。仕組みとしては今のままでも実現できるのですが「和を以て尊しと為す」市民性が議会にも反映されており、お互いが善良であるが故に議論が活性化しづらい状況だと思います。衣川は「嫌われる勇氣」を以て議会に臨み市議会の活性化に繋がりたいと考えています。

図4-2 人口一人当たりの建築物面積の比較（三大都市圏以外の施行時特例市）



【出典】面積は、総務省「公共施設状況調査」（平成29年度）。人口は、住民基本台帳（平成30年1月1日時点）。

長岡市は2度にわたる平成の大合併により約890Km²と言う広大な市域を抱えています。複数の自治体が合併した事により、それぞれの自治体が別々に管理していた公共施設の機能が重複することになり、整理する必要性がありました。があまり進んでいません。施設を廃止する事は近隣住民や施設利用者の反発が容易に想像できるため簡単ではありませんが、子供たちにツケを回さないためにも現代を生きる私たち大人が真剣に向き合う必要があります。

“ライフサイクルコストという言葉があります。箱物を新たに作ると、建設費用の約3倍の費用が掛かると言われています”



長岡市議会議員・きぬ川広志

四郎丸小学校→南中学校→長岡高校中退→自分探しの旅を経て、悠久町に家を建てました。主な職歴は料理・介護士・電気工事士を経験後、市議会議員に選んで頂きました。

納税者、納税者のご家族、ご友人の為の議員を目指して奮闘中！
SNSや後援会入会はこちらから



 きぬ川広志 Youtube  <small>長岡市議会議員 選挙活動の為にチャンネル登録をお願いします！</small> お申し込みください！	 きぬ川広志 X  <small>長岡市議会議員 選挙活動の為にフォローをお願いします！</small> お申し込みください！	 衣川広志 後援会入会  <small>後援会活動の為に必ずのご参加をお願いします！</small> お申し込みください！
---	--	--

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 6
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費				
摘要 情報公開請求コピー代	政務活動費充当金額 6,380 円	精算年月日 R7.12.1		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

2025年09月22日
一連No. 002312
領収No. 000001

領 収 書
衣川 広志 様

¥3,750-

対象計 10.0% ¥3,750-
内税 ¥340-

(但し情報公開コピー代として、正に領収致しました)
印刷面を内側に折って保管願います

長岡市庶務課
新潟県長岡市

印
長岡市大手通1丁目4番地10
TEL 0258-39-2203
長岡市出納員
登録番号:T7000020152021



2025年07月04日
一連No. 002131
領収No. 000001

領 収 書
衣川 広志 様

¥2,630-

対象計 10.0% ¥2,630-
内税 ¥239-

(但し情報公開コピー代として、正に領収致しました)
印刷面を内側に折って保管願います



長岡市庶務課
新潟県長岡市

印
長岡市大手通1丁目4番地10
TEL 0258-39-2203
長岡市出納員
登録番号:T7000020152021



※書類は、重ならないように貼付すること。

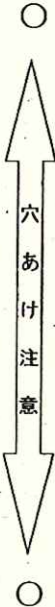
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 1
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和7年度上半期分)	政務活動費充当金額 11,011 円	精算年月日 R7.12.1		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

本通信料については、充当額1/2以内の適用除外であるもの



長岡市 領収書

無所属 衣川 広志 様

令和07年度
番号 0047007 000
令和7年度タブレット端末に係る通信料(4月~9月分 1名分)

金額 11,011円

上記金額を受け取りました。
長岡市会計管理者
(納入者用)

領収日付印欄

4
出納
7.9.12
第四北越
長岡市役所
議会総務課

※書類は、重ならないように貼付すること。

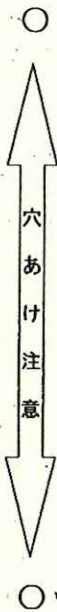
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印	経理責任者印	台帳 No. 16
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和7年度下半期分)	政務活動費充当金額 10,836 円	精算年月日 R8 8/31		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

本通信料については、充当額1/2以内の適用除外であるもの



長岡市 領収書

無所属 衣川 広志 様

令和07年度
番号 0064795 000

令和7年度タブレット端末に係る通信料(10月~3月分1名分)

金額 10,836円

上記金額を受け取りました。
長岡市会計管理者
(納入者用)

領収日付印欄

8
出納
8.3.18
第四北越
長岡市役所
議会事務課

※書類は、重ならないように貼付すること。